

令和元年9月2日開会

令和元年9月

市議会定例会議案書

寝屋川市

目 次

番 号	案 件	頁
認 定 第 1 号	平成 30 年度寝屋川市一般会計歳入歳出決算認定	1
認 定 第 2 号	平成 30 年度寝屋川市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定	2
認 定 第 3 号	平成 30 年度寝屋川市介護保険特別会計歳入歳出決算認定	3
認 定 第 4 号	平成 30 年度寝屋川市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定	4
認 定 第 5 号	平成 30 年度寝屋川市公共用地先行取得事業特別会計歳入歳出決算認定	5
認 定 第 6 号	平成 30 年度寝屋川市水道事業会計決算認定	6
認 定 第 7 号	平成 30 年度寝屋川市下水道事業会計決算認定	7
報 告 第 10 号	平成 30 年度寝屋川市一般会計継続費の精算報告	8
報 告 第 11 号	平成 30 年度寝屋川市水道事業会計継続費の精算報告	10
報 告 第 12 号	平成 30 年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率の報告	12
議 案 第 55 号	寝屋川市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正	13
議 案 第 56 号	寝屋川市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正	16
議 案 第 57 号	寝屋川市職員の勤務時間等に関する条例の一部改正	18
議 案 第 58 号	寝屋川市職員の退職手当に関する条例及び寝屋川市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正	21

番 号	案 件	頁
議案第 59 号	寝屋川市税条例等の一部改正	23
議案第 60 号	寝屋川市手数料条例の一部改正	33
議案第 61 号	寝屋川市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定	35
議案第 62 号	寝屋川市指定障害児通所支援事業者の指定並びに指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の制定	37
議案第 63 号	寝屋川市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正	40
議案第 64 号	寝屋川市建築基準法施行条例の一部改正	42
議案第 65 号	寝屋川市における東部大阪都市計画東寝屋川駅前線沿道地区地区計画の区域内における建築物等に関する条例の一部改正	44
議案第 66 号	寝屋川市水道事業給水条例の一部改正	46
議案第 67 号	寝屋川市消防団条例の一部改正	48
議案第 68 号	寝屋川市立エスポール条例の一部改正	50
議案第 69 号	令和元年度寝屋川市一般会計補正予算（第 3 号）	別冊
議案第 70 号	令和元年度寝屋川市国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）	別冊
議案第 71 号	令和元年度寝屋川市介護保険特別会計補正予算（第 2 号）	別冊
議案第 72 号	令和元年度寝屋川市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）	別冊

番 号	案 件	頁
議案第 73 号	工事請負契約の締結	52
議案第 74 号	財産の取得（災害時用備蓄品）	53
議案第 75 号	財産の取得（庁内ネットワークパソコン）	54
議案第 76 号	損害賠償額の決定及び和解	55
議案第 77 号	平成 30 年度寝屋川市水道事業利益剰余金の処分	57
議案第 78 号	平成 30 年度寝屋川市下水道事業利益剰余金の処分	58
議案第 79 号	監査委員の選任	59
議案第 80 号	公平委員会委員の選任	62
議案第 81 号	固定資産評価審査委員会委員の選任	65

認定第 1 号

平成 30 年度寝屋川市一般会計歳入歳出 決算認定

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 233 条第 3 項の規定により平成 30 年度寝屋川市一般会計歳入歳出決算を監査委員の意見を付して別冊のとおり認定に付する。

令和元年 9 月 2 日提出

寝屋川市長 広瀬慶輔

認定第 2 号

平成 30 年度寝屋川市国民健康保険特別 会計歳入歳出決算認定

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 233 条第 3 項の規定により平成 30 年度寝屋川市国民健康保険特別会計歳入歳出決算を監査委員の意見を付して別冊のとおり認定に付する。

令和元年 9 月 2 日提出

寝屋川市長 広瀬慶輔

認定第 3 号

平成 30 年度寝屋川市介護保険特別会計 歳入歳出決算認定

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 233 条第 3 項の規定により平成 30 年度寝屋川市介護保険特別会計歳入歳出決算を監査委員の意見を付して別冊のとおり認定に付する。

令和元年 9 月 2 日提出

寝屋川市長 広瀬 慶輔

認定第 4 号

平成 30 年度寝屋川市後期高齢者医療特 別会計歳入歳出決算認定

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 233 条第 3 項の規定により平成 30 年度寝屋川市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算を監査委員の意見を付して別冊のとおり認定に付する。

令和元年 9 月 2 日提出

寝屋川市長 広 瀬 慶 輔

平成 30 年度寝屋川市公共用地先行取得 事業特別会計歳入歳出決算認定

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 233 条第 3 項の規定により平成 30 年度寝屋川市公共用地先行取得事業特別会計歳入歳出決算を監査委員の意見を付して別冊のとおり認定に付する。

令和元年 9 月 2 日提出

寝屋川市長 広瀬慶輔

認定第 6 号

平成 30 年度寝屋川市水道事業会計決算 認定

地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）第 30 条第 4 項の規定により平成 30 年度寝屋川市水道事業会計決算を監査委員の意見を付して別冊のとおり認定に付する。

令和元年 9 月 2 日提出

寝屋川市長 広瀬 慶輔

認定第 7 号

平成 30 年度寝屋川市下水道事業会計決算認定

地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）第 30 条第 4 項の規定により平成 30 年度寝屋川市下水道事業会計決算を監査委員の意見を付して別冊のとおり認定に付する。

令和元年 9 月 2 日提出

寝屋川市長 広瀬慶輔

平成 30 年度寝屋川市一般会計継続費の 精算報告

地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 145 条第 2 項の規定により平成 30 年度寝屋川市一般会計継続費の精算について、別紙継続費精算報告書のとおり報告する。

令和元年 9 月 2 日提出

寝屋川市長 広瀬慶輔

平成30年度寝屋川市一般会計継続費精算報告書

款	項	事業名 年度	全 体 計 画				実 績				比 較								
			年割額	左 の 財 源 内 訳			支出済額	左 の 財 源 内 訳			年割額と 支出済額 の差	左 の 財 源 内 訳			一般財源				
				特 国 府 支出金	定 地方債	財 其他		源 一般財源	特 国 府 支出金	定 地方債		財 其他	源 其他						
3 民生 費	2 児童 福祉 費	(仮称)子育て レシユ館 新築工 事	29	370,420,000	10,600,000	287,800,000	72,020,000	0	370,420,000	6,625,000	287,800,000	72,020,000	3,975,000	0	3,975,000	0	△ 3,975,000	円	
			30	249,909,000	2,650,000	197,800,000	49,459,000	0	249,908,240	6,625,000	194,600,000	48,683,240	0	760	△ 3,975,000	3,200,000	775,760	0	円
			計	620,329,000	13,250,000	485,600,000	121,479,000	0	620,328,240	13,250,000	482,400,000	120,703,240	3,975,000	760	0	3,200,000	775,760	△ 3,975,000	円

平成 30 年度寝屋川市水道事業会計継続 費の精算報告

地方公営企業法施行令（昭和 27 年政令第 403 号）第 18 条の 2 第 2 項の規定により平成 30 年度寝屋川市水道事業会計継続費の精算について、別紙継続費精算報告書のとおり報告する。

令和元年 9 月 2 日提出

寝屋川市長 広瀬 慶 輔

平成30年度復屋川市水道事業会計継続精算報告書

款	項	事業名	年度	全 体 計 画				実 績				比 較			
				左		内 訳		左		内 訳		左		内 訳	
				年 割 額	国庫補助金 円	業 企	損益勘定 留保資金等	支 払 義 務 額	国庫補助金 円	業 企	損益勘定 留保資金等	年割額と支払 義務発生額の差	国庫補助金 円	業 企	損益勘定 留保資金等
			28	74,670,000	1,750,000	71,400,000	1,520,000	67,110,000	1,154,000	51,900,000	14,056,000	7,560,000	596,000	19,500,000	△ 12,536,000
			29	373,350,000	15,750,000	350,400,000	7,200,000	334,920,000	15,750,000	274,000,000	45,170,000	38,430,000	0	76,400,000	△ 37,970,000
		高宮おさひ丘 配水場更新工 事	30	288,674,000	0	292,700,000	5,374,000	344,250,000	0	211,000,000	133,250,000	△ 45,576,000	0	81,700,000	△ 127,276,000
			計	746,694,000	17,500,000	714,500,000	14,694,000	746,280,000	16,904,000	536,900,000	192,476,000	414,000	596,000	177,600,000	△ 177,782,000

平成 30 年度決算に基づく健全化判断比率 及び資金不足比率の報告

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成 19 年法律第 94 号）第 3 条第 1 項及び第 22 条第 1 項の規定に基づき、健全化判断比率及び資金不足比率について、監査委員の意見書（別冊）を付けて、次のとおり報告する。

令和元年 9 月 2 日提出

寝屋川市長 広瀬 慶輔

1 健全化判断比率 (単位：%)

実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
— (11.33)	— (16.33)	1.8 (25.0)	— (350.0)

※ 実質赤字比率及び連結実質赤字比率については、いずれも実質赤字額がないため「—」と表示している。また、将来負担比率については、充当可能財源等が将来負担額を上回るため「—」と表示している。

() 内は、本市における早期健全化基準である。

2 資金不足比率 (単位：%)

特別会計の名称	資金不足比率	備考
水道事業会計	—	施行令第 17 条第 1 号の規定により事業の規模を算定
下水道事業会計	—	施行令第 17 条第 1 号の規定により事業の規模を算定

※ 資金不足比率については、資金不足額がないため「—」と表示している。

「施行令」とは、地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行令（平成 19 年政令第 397 号）をいう。

寝屋川市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正

寝屋川市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和元年9月2日提出

寝屋川市長 広瀬慶輔

寝屋川市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例

寝屋川市印鑑の登録及び証明に関する条例（平成3年寝屋川市条例第19号）の一部を次のように改正する。

第2条中「の住民基本台帳」を「が備える住民基本台帳」に改める。

第3条第1号中「名、通称」を「名、旧氏（住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号。以下「令」という。）第30条の13に規定する旧氏をいう。以下同じ。）、通称（令第30条の16第1項に規定する通称をいう。以下同じ。）」に、「片仮名表記」を「片仮名表記（住民票の備考欄に片仮名により表記された氏名をいう。以下同じ。）」に、「氏名、通称」を「氏名、旧氏、通称」に改め、同条第5号中「き損し」を「毀損し」に改める。

第5条第4項第4号を次のように改める。

- (4) 登録申請者の氏名（その者に係る住民票に旧氏が記録されているときは氏名及び当該旧氏、その者に係る住民票に通称が記録されているときは氏名及び当該通称）

第5条第4項中第7号を削り、第8号を第7号とし、同条第5項中「磁気テープ」を「磁気ディスク」に改める。

第7条第1項中「き損した」を「毀損した」に改める。

第9条第3項中「住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）」を「令」に改める。

第10条第5号中「寝屋川市の」を「寝屋川市が備える」に改める。

第11条第1号中「き損した」を「毀損した」に改める。

第12条第2項第1号を次のように改める。

- (1) 印鑑登録者の氏名（その者に係る住民票に旧氏が記録されているときは氏名及び当該旧氏、その者に係る住民票に通称が記録されているときは氏名及び当該通称）

第12条第2項中第4号を削り、第5号を第4号とする。

附 則

この条例は、令和元年11月5日から施行する。

寝屋川市個人番号の利用及び特定個人情報 報の提供に関する条例の一部改正

寝屋川市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和元年9月2日提出

寝屋川市長 広瀬慶輔

寝屋川市条例第 号

寝屋川市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

寝屋川市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成 27 年寝屋川市条例第 19 号）の一部を次のように改正する。

別表第 2 市長 38 の項中「の支給又は」を「若しくは子育てのための施設等利用給付の支給又は」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の日から子ども・子育て支援法の一部を改正する法律（令和元年法律第 7 号）の施行の日の前日までの間においては、この条例による改正後の寝屋川市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例別表第 2 市長 38 の項中「若しくは子育てのための施設等利用給付の支給又は」とあるのは「の支給、」と、「実施」とあるのは「実施又は子ども・子育て支援法の一部を改正する法律（令和元年法律第 7 号）による同法附則第 2 条の認定」とする。

寝屋川市職員の勤務時間等に関する条例 の一部改正

寝屋川市職員の勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり
制定する。

令和元年9月2日提出

寝屋川市長 広瀬慶輔

寝屋川市職員の勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例

寝屋川市職員の勤務時間等に関する条例（平成7年寝屋川市条例第3号）の一部を次のように改正する。

第4条の次に次の1条を加える。

第4条の2 任命権者は、職員（規則で定める職員を除く。以下この条において同じ。）について、週休日並びに始業及び終業の時刻について、職員の申告を考慮して、第3条第1項又は前条の規定による週休日に加えて当該職員の週休日を設け、及び当該職員の勤務時間を割り振ることが公務の運営に支障がないと認める場合には、第3条又は前条の規定にかかわらず、規則の定めるところにより、職員の申告を経て、1か月ごとの期間につき第3条第1項又は前条の規定による週休日に加えて当該職員の週休日を設け、及び当該期間につき第2条に規定する勤務時間となるように当該職員の勤務時間を割り振ることができる。

第5条中「第3条第1項又は」を「第3条第1項、第4条又は」に、「第3条第2項又は」を「第3条第2項、第4条又は」に改める。

第8条の2第1項中「第4条」の次に「、第4条の2」を加える。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和元年10月1日から施行する。

（寝屋川市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正）

2 寝屋川市一般職の職員の給与に関する条例（昭和32年寝屋川市条例第7号）の一部を次のように改正する。

第11条第4項中「第4条」の次に「、第4条の2」を加える。

第16条第1項第2号中「前号」を「前2号」に改め、同号を同項第3号とし、同項第1号の次に次の1号を加える。

(2) 勤務時間条例第4条の2の規定による週休日における勤務

第16条第3項中「又は第4条」を「、第4条又は第4条の2」に改め、同条第4項中「第4条」の次に「、第4条の2」を加える。

第 21 条の 2 第 1 項中「第 4 条」の次に「、第 4 条の 2」を加える。

寝屋川市職員の退職手当に関する条例及 び寝屋川市一般職の職員の給与に関する 条例の一部改正

寝屋川市職員の退職手当に関する条例及び寝屋川市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和元年9月2日提出

寝屋川市長 広瀬 慶輔

寝屋川市職員の退職手当に関する条例及び寝屋川市一般職の職員の
給与に関する条例の一部を改正する条例

(寝屋川市職員の退職手当に関する条例の一部改正)

第1条 寝屋川市職員の退職手当に関する条例(昭和28年寝屋川市条例第158号)の一部を次のように改正する。

第12条第1項第2号中「(法第16条第1号に該当する場合を除く。)」を削る。

(寝屋川市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正)

第2条 寝屋川市一般職の職員の給与に関する条例(昭和32年寝屋川市条例第7号)の一部を次のように改正する。

第22条第1項中「、若しくは法第16条第1号に該当して法第28条第4項の規定により失職し」を削り、同条第4項中「、若しくは失職し」を削る。

第22条の2第2号中「(法第16条第1号に該当して失職した職員を除く。)」を削る。

第23条第1項中「、若しくは法第16条第1号に該当して法第28条第4項の規定により失職し」を削り、同条第2項第1号中「、若しくは失職し」を削る。

第28条第6項中「、若しくは法第16条第1号に該当して法第28条第4項の規定により失職し」を削る。

附 則

この条例は、令和元年12月14日から施行する。

寝屋川市税条例等の一部改正

寝屋川市税条例等の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和元年9月2日提出

寝屋川市長 広瀬慶輔

寝屋川市税条例等の一部を改正する条例

(寝屋川市税条例の一部改正)

第1条 寝屋川市税条例(平成16年寝屋川市条例第23号)の一部を次のように改正する。

第29条中第8項を第9項とし、第7項を第8項とし、第6項を第7項とし、第5項の次に次の1項を加える。

6 第1項又は第5項の場合において、前年において支払を受けた給与で所得税法第190条の規定の適用を受けたものを有する者で市内に住所を有するものが、第1項の申告書を提出するときは、法第317条の2第1項各号に掲げる事項のうち施行規則で定めるものについては、施行規則で定める記載によることができる。

第30条の2の見出し中「扶養親族申告書」を「扶養親族等申告書」に改め、同条第1項中「同項の」を「同項に規定する」に改め、同項第3号中「前2号」を「前3号」に改め、同号を同項第4号とし、同項第2号の次に次の1号を加える。

(3) 当該給与所得者が単身児童扶養者に該当する場合には、その旨

第30条の3の見出し中「扶養親族申告書」を「扶養親族等申告書」に改め、同条第1項中「第203条の5第1項」を「第203条の6第1項」に改め、「ならない者」の次に「又は法の施行地において同項に規定する公的年金等(所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。)の支払を受ける者であって、扶養親族(控除対象扶養親族を除く。)を有する者若しくは単身児童扶養者である者」を加え、「同項の」を「所得税法第203条の6第1項に規定する」に、「同項に規定する公的年金等」を「公的年金等」に改め、同項第3号中「前2号」を「前3号」に改め、同号を同項第4号とし、同項第2号の次に次の1号を加える。

(3) 当該公的年金等受給者が単身児童扶養者に該当する場合には、その旨

第30条の3第2項中「第203条の5第2項」を「第203条の6第2項」に改

め、同条第4項中「第203条の5第5項」を「第203条の6第6項」に改める。

第31条第1項中「によって」を「により」に、「同条第7項」を「同条第8項」に、「第8項」を「第9項」に、「においては」を「には」に改める。

附則第37条の2に次の3項を加える。

- 2 大阪府知事は、当分の間、前項の規定により行う環境性能割の賦課徴収に関し、3輪以上の軽自動車（法第446条第1項（同条第2項において準用する場合を含む。）又は法第451条第1項若しくは第2項（これらの規定を同条第4項において準用する場合を含む。）の適用を受ける3輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等（法附則第29条の9第3項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。）に基づき当該判断をするものとする。
- 3 大阪府知事は、当分の間、第1項の規定により賦課徴収を行う環境性能割につき、その納付すべき額について不足額があることを附則第37条の4の規定により読み替えられた第93条の6第1項の納期限（納期限の延長があったときは、その延長された納期限）後において知った場合において、当該事実が生じた原因が、国土交通大臣の認定等の申請をした者が偽りその他不正の手段（当該申請をした者に当該申請に必要な情報を直接又は間接に提供した者の偽りその他不正の手段を含む。）により国土交通大臣の認定等を受けたことを事由として国土交通大臣が当該国土交通大臣の認定等を取り消したことによるものであるときは、当該申請をした者又はその一般承継人を当該不足額に係る3輪以上の軽自動車について法附則第29条の11の規定によりその例によることとされた法第161条第1項に規定する申告書を提出すべき当該3輪以上の軽自動車の取得者とみなして、環境性能割に関する規定を適用する。
- 4 前項の規定の適用がある場合における納付すべき環境性能割の額は、同項の不足額に、これに100分の10の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。

附則第37条の2を附則第37条の2の2とし、附則第37条の次に次の1条を加える。

（環境性能割の非課税）

第 37 条の 2 法第 451 条第 1 項第 1 号(同条第 4 項において準用する場合を含む。)に掲げる 3 輪以上の軽自動車(自家用のものに限る。以下この条において同じ。)に対しては、当該 3 輪以上の軽自動車の取得が令和元年 10 月 1 日から令和 2 年 9 月 30 日までの間(附則第 37 条の 6 第 3 項において「特定期間」という。)に行われたときに限り、第 92 条第 1 項の規定にかかわらず、環境性能割を課さない。

附則第 37 条の 2 の 2 の次に次の 1 条を加える。

(日本赤十字社の取得する 3 輪以上の軽自動車に対する環境性能割の非課税)

第 37 条の 2 の 3 日本赤十字社が取得する 3 輪以上の軽自動車(第 93 条の 2 の規定の適用を受けるものを除く。)のうち、その用途が大阪府知事が環境性能割を課税免除する日本赤十字社が所有する自動車に相当するものとして市長が定める 3 輪以上の軽自動車に対しては、当分の間、第 92 条第 1 項の規定にかかわらず、環境性能割を課さない。

附則第 37 条の 6 に次の 1 項を加える。

3 自家用の 3 輪以上の軽自動車であって乗用のものに対する第 93 条の 4(第 2 号に係る部分に限る。)及び前項の規定の適用については、当該軽自動車の取得が特定期間に行われたときに限り、これらの規定中「100 分の 2」とあるのは、「100 分の 1」とする。

附則第 37 条の 7 中「附則第 30 条」を「附則第 30 条第 1 項」に改め、「指定」の次に「(次項から第 4 項までにおいて「初回車両番号指定」という。)」を加え、同条に次の 3 項を加える。

2 法附則第 30 条第 2 項第 1 号及び第 2 号に掲げる 3 輪以上の軽自動車に対する第 95 条の規定の適用については、当該軽自動車平成 31 年 4 月 1 日から令和 2 年 3 月 31 日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和 2 年度分の種別割に限り、当該軽自動車令和 2 年 4 月 1 日から令和 3 年 3 月 31 日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和 3 年度分の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第 2 号ア	3,900 円	1,000 円
	6,900 円	1,800 円

	10,800 円	2,700 円
	3,800 円	1,000 円
	5,000 円	1,300 円

- 3 法附則第30条第3項第1号及び第2号に掲げる法第446条第1項第3号に規定するガソリン軽自動車（以下この項及び次項において「ガソリン軽自動車」という。）のうち3輪以上のものに対する第95条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車平成31年4月1日から令和2年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和2年度分の種別割に限り、当該ガソリン軽自動車令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和3年度分の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第2号ア	3,900 円	2,000 円
	6,900 円	3,500 円
	10,800 円	5,400 円
	3,800 円	1,900 円
	5,000 円	2,500 円

- 4 法附則第30条第4項第1号及び第2号に掲げるガソリン軽自動車のうち3輪以上のもの（前項の規定の適用を受けるものを除く。）に対する第95条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車平成31年4月1日から令和2年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和2年度分の種別割に限り、当該ガソリン軽自動車令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和3年度分の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第2号ア	3,900 円	3,000 円
	6,900 円	5,200 円
	10,800 円	8,100 円
	3,800 円	2,900 円

	5,000 円	3,800 円
--	---------	---------

附則第 38 条を次のように改める。

(種別割の賦課徴収の特例)

第 38 条 市長は、種別割の賦課徴収に関し、3 輪以上の軽自動車の前条第 2 項から第 4 項までの規定の適用を受ける 3 輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等（法附則第 30 条の 2 第 1 項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。）に基づき当該判断をするものとする。

2 市長は、納付すべき種別割の額について不足額があることを第 96 条第 2 項の納期限（納期限の延長があったときは、その延長された納期限）後において知った場合において、当該事実が生じた原因が、国土交通大臣の認定等の申請をした者が偽りその他不正の手段（当該申請をした者に当該申請に必要な情報を直接又は間接に提供した者の偽りその他不正の手段を含む。）により国土交通大臣の認定等を受けたことを事由として国土交通大臣が当該国土交通大臣の認定等を取り消したことによるものであるときは、当該申請をした者又はその一般承継人を賦課期日現在における当該不足額に係る 3 輪以上の軽自動車の所有者とみなして、種別割に関する規定（第 98 条及び第 99 条の規定を除く。）を適用する。

3 前項の規定の適用がある場合における納付すべき種別割の額は、同項の不足額に、これに 100 分の 10 の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。

第 2 条 寝屋川市税条例の一部を次のように改正する。

第 15 条第 1 項第 2 号中「又は寡夫」を「、寡夫又は単身児童扶養者」に改める。

附則第 37 条の 7 第 1 項中「第 4 項」を「第 5 項」に改め、同条に次の 1 項を加える。

5 法附則第 30 条第 2 項第 1 号及び第 2 号に掲げる 3 輪以上の軽自動車のうち、自家用の乗用のものに対する第 95 条の規定の適用については、当該軽自動車が令和 3 年 4 月 1 日から令和 4 年 3 月 31 日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和 4 年度分の種別割に限り、当該軽自動車が令和 4 年

4月1日から令和5年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和5年度分の種別割に限り、第2項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

附則第38条第1項中「第4項」を「第5項」に改める。

(寝屋川市税条例の一部を改正する条例の一部改正)

第3条 寝屋川市税条例の一部を改正する条例(平成29年寝屋川市条例第10号)の一部を次のように改正する。

第2条のうち、寝屋川市税条例附則第37条の2第1項の改正規定中「初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による」を「最初の法第444条第3項に規定する」を「平成18年3月31日までに初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定(次項から第4項までにおいて「初回車両番号指定」という。)を受けた法附則第30条第1項」を「法附則第30条」に、「平成31年度分」を「当該軽自動車が最初の法第444条第3項に規定する車両番号の指定を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分」に改め、同条例附則第37条の次に5条を加える改正規定(同条例附則第37条の6第2項に係る部分に限る。)中「については」の次に「、当分の間」を加える。

(寝屋川市税条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第4条 寝屋川市税条例等の一部を改正する条例(平成30年寝屋川市条例第17号)の一部を次のように改正する。

第1条のうち、寝屋川市税条例第46条第1項の改正規定中「及び第11項」を「、第11項及び第13項」に改め、同条に3項を加える改正規定中「3項」を「8項」に改め、同改正規定(同条第10項に係る部分に限る。)中「次項」の次に「及び第12項」を加え、「その他施行規則で定める方法」を削り、同改正規定(同条第12項に係る部分に限る。)中「申告は、」の次に「申告書記載事項が」を加え、同改正規定に次のように加える。

13 第10項の内国法人が、電気通信回線の故障、災害その他の理由により地方税関係手続用電子情報処理組織を使用することが困難であると認められる場合で、かつ、同項の規定を適用しないで納税申告書を提出することができる場合において、同項の規定を適用しないで納税申告書を提出す

ることについて市長の承認を受けたときは、当該市長が指定する期間内に行う同項の申告については、前3項の規定は、適用しない。法人税法第75条の4第2項の申請書を同項に規定する納税地の所轄税務署長に提出した第10項の内国法人が、当該税務署長の承認を受け、又は当該税務署長の却下の処分を受けていない旨を記載した施行規則で定める書類を、納税申告書の提出期限の前日までに、又は納税申告書に添付して当該提出期限までに、市長に提出した場合における当該税務署長が指定する期間内に行う同項の申告についても、同様とする。

14 前項前段の承認を受けようとする内国法人は、同項前段の規定の適用を受けることが必要となった事情、同項前段の規定による指定を受けようとする期間その他施行規則で定める事項を記載した申請書に施行規則で定める書類を添付して、当該期間の開始の日の15日前までに、これを市長に提出しなければならない。

15 第13項の規定の適用を受けている内国法人は、第10項の申告につき第13項の規定の適用を受けることをやめようとするときは、その旨その他施行規則で定める事項を記載した届出書を市長に提出しなければならない。

16 第13項前段の規定の適用を受けている内国法人につき、法第321条の8第51項の処分又は前項の届出書の提出があったときは、これらの処分又は届出書の提出があった日の翌日以後の第13項前段の期間内に行う第10項の申告については、第13項前段の規定は適用しない。ただし、当該内国法人が、同日以後新たに同項前段の承認を受けたときは、この限りでない。

17 第13項後段の規定の適用を受けている内国法人につき、第15項の届出書の提出又は法人税法第75条の4第3項若しくは第6項（同法第81条の24の3第2項において準用する場合を含む。）の処分があったときは、これらの届出書の提出又は処分があった日の翌日以後の第13項後段の期間内に行う第10項の申告については、第13項後段の規定は適用しない。ただし、当該内国法人が、同日以後新たに同項後段の書類を提出したときは、この限りでない。

附則第1条第5号中「3項」を「8項」に改める。

附則第2条第3項中「第12項」を「第17項」に改める。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和元年10月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第3条及び第4条の規定 公布の日
- (2) 第1条中寝屋川市税条例第29条中第8項を第9項とし、第7項を第8項とし、第6項を第7項とし、第5項の次に1項を加える改正規定並びに第30条の2、第30条の3及び第31条第1項の改正規定並びに附則第4条の規定
令和2年1月1日
- (3) 第2条中寝屋川市税条例第15条の改正規定及び附則第5条の規定 令和3年1月1日
- (4) 第2条（前号に掲げる改正規定を除く。）及び附則第3条の規定 令和3年4月1日

(軽自動車税に関する経過措置)

第2条 別段の定めがあるものを除き、第1条（前条第2号に掲げる改正規定を除く。）による改正後の寝屋川市税条例（次項において「新条例」という。）の規定中環境性能割に関する部分は、この条例の施行の日以後に取得された3輪以上の軽自動車に対して課する環境性能割について適用する。

2 新条例の規定中種別割に関する部分は、令和2年度以後の年度分の種別割について適用する。

第3条 附則第1条第4号に掲げる規定による改正後の寝屋川市税条例の規定は、令和3年度以後の年度分の種別割について適用し、令和2年度分までの種別割については、なお従前の例による。

(市民税に関する経過措置)

第4条 附則第1条第2号に掲げる規定による改正後の寝屋川市税条例（以下この条において「令和2年新条例」という。）第29条第6項の規定は、同号に掲げる規定の施行の日以後に令和2年度以後の年度分の個人の市民税に係る申告書を提出する場合について適用し、同日前に当該申告書を提出した場合及び同日以後に平成31年度分までの個人の市民税に係る申告書を提出する場合については、なお従前の例による。

2 令和2年新条例第30条の2第1項(第3号に係る部分に限る。)の規定は、附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日以後に支払を受けるべき寝屋川市税条例第29条第1項に規定する給与について提出する令和2年新条例第30条の2第1項及び第2項に規定する申告書について適用する。

3 令和2年新条例第30条の3第1項の規定は、附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日以後に支払を受けるべき所得税法等の一部を改正する法律(平成31年法律第6号)第1条の規定による改正後の所得税法(昭和40年法律第33号。以下この項において「新所得税法」という。)第203条の6第1項に規定する公的年金等(新所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。)について提出する令和2年新条例第30条の3第1項に規定する申告書について適用する。

第5条 附則第1条第3号に掲げる規定による改正後の寝屋川市税条例第15条第1項(第2号に係る部分に限る。)の規定は、令和3年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和2年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

議案第 60 号

寝屋川市手数料条例の一部改正

寝屋川市手数料条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和元年9月2日提出

寝屋川市長 広瀬慶輔

寝屋川市手数料条例の一部を改正する条例

寝屋川市手数料条例（平成12年寝屋川市条例第9号）の一部を次のように改正する。

第8条第2号中「住民票の写し」の次に「又は住民票に記載をした事項に関する証明書」を加え、「キオスク端末」を「住民票の写しのキオスク端末」に改め、同条第3号を次のように改める。

- (3) 住民基本台帳法第15条の4第1項から第4項までの規定に基づく除票の写し又は除票に記載をした事項に関する証明書の交付 1通につき300円
第8条に次の1号を加える。
- (5) 住民基本台帳法第21条の3第1項から第4項までの規定に基づく戸籍の附票の除票の写しの交付 1通につき300円

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

寝屋川市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定

寝屋川市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例を次のとおり制定する。

令和元年9月2日提出

寝屋川市長 広瀬 慶 輔

寝屋川市条例第 号

寝屋川市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例

(趣旨)

第1条 この条例は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第34条第2項及び第46条第2項の規定に基づき、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例の用語の意義は、法の定めるところによる。

(特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準)

第3条 法第34条第2項及び第46条第2項の規定に基づき条例で定める特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準は、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準（平成26年内閣府令第39号）第1章及び次項に定めるところによる。

2 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業においては、寝屋川市暴力団排除条例（平成25年寝屋川市条例第20号）第2条第2号に規定する暴力団、同条第3号に規定する暴力団員及び同条第5号に規定する暴力団密接関係者をその運営に関与させてはならない。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和元年10月1日から施行する。

(寝屋川市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の廃止)

2 寝屋川市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年寝屋川市条例第15号）は、廃止する。

寝屋川市指定障害児通所支援事業者の指定並びに指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の制定

寝屋川市指定障害児通所支援事業者の指定並びに指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例を次のとおり制定する。

令和元年9月2日提出

寝屋川市長 広瀬慶輔

寝屋川市指定障害児通所支援事業者の指定並びに指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例

(趣旨)

第1条 この条例は、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）の規定に基づき、指定障害児通所支援事業者の指定並びに指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例の用語の意義は、法の定めるところによる。

2 前項に定めるもののほか、この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 暴力団 寝屋川市暴力団排除条例（平成25年寝屋川市条例第20号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。

(2) 暴力団員 寝屋川市暴力団排除条例第2条第3号に規定する暴力団員をいう。

(3) 暴力団密接関係者 寝屋川市暴力団排除条例第2条第5号に規定する暴力団密接関係者をいう。

(指定障害児通所支援事業者の指定に係る条例で定める者)

第3条 法第21条の5の15第3項第1号（法第21条の5の16第4項及び第21条の5の20第2項において準用する場合を含む。）の条例で定める者は、児童福祉法施行規則（昭和23年厚生省令第11号）第18条の34に定めるものであって、暴力団、暴力団員及び暴力団密接関係者（以下「暴力団等」という。）でないものとする。

(指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準)

第4条 法第21条の5の4第1項第2号、第21条の5の17第1項各号並びに第21条の5の19第1項及び第2項の規定に基づき定める指定通所支援の事業等（指定通所支援の事業及び基準該当通所支援の事業をいう。以下同じ。）の人員、設備及び運営に関する基準は、児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人

員、設備及び運営に関する基準（平成 24 年厚生労働省令第 15 号）及び次項に定めるところによる。

- 2 指定通所支援の事業等においては、暴力団等とその運営に関与させてはならない。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

寝屋川市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正

寝屋川市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和元年9月2日提出

寝屋川市長 広瀬慶輔

寝屋川市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例

寝屋川市災害弔慰金の支給等に関する条例（昭和 52 年寝屋川市条例第 2 号）の一部を次のように改正する。

第 14 条を次のように改める。

（保証人及び利率）

第 14 条 災害援護資金の貸付けを受けようとする者は、保証人を立てることができる。

2 前項の保証人は、災害援護資金の貸付けを受けた者と連帯して債務を負担するものとし、その保証債務は、政令第 9 条の違約金を包含するものとする。

3 災害援護資金の貸付けは、保証人を立てる場合は、無利子とし、保証人を立てない場合は、据置期間は無利子とし、据置期間経過後は、延滞の場合を除き、その利率を年 1 パーセントとする。

第 15 条第 1 項中「年賦償還」の次に「、半年賦償還又は月賦償還」を加え、同条第 3 項を次のように改める。

3 償還金の支払猶予、償還免除、報告等、一時償還及び違約金については、法第 13 条、第 14 条第 1 項及び第 16 条並びに政令第 8 条、第 9 条及び第 12 条の規定によるものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 64 号

寝屋川市建築基準法施行条例の一部改正

寝屋川市建築基準法施行条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和元年9月2日提出

寝屋川市長 広瀬慶輔

寝屋川市建築基準法施行条例の一部を改正する条例

寝屋川市建築基準法施行条例（平成 12 年寝屋川市条例第 18 号）の一部を次のように改正する。

別表 2 の項の次に次のように加える。

2-2	法第 43 条第 2 項第 1 号の規定に基づく認定の申請に対する審査	27,000 円
-----	-------------------------------------	----------

別表 3 の項中「第 43 条第 1 項ただし書」を「第 43 条第 2 項第 2 号」に改め、同表 5 の項中「建築の」を削り、同表 8 の項中「、第 8 項ただし書」を削り、「又は第 11 項ただし書」を「、第 11 項ただし書又は第 12 項ただし書」に改め、同表 10-2 の項中「第 53 条第 4 項」の次に「又は第 5 項」を加え、同表 11 の項中「第 53 条第 5 項第 3 号」を「第 53 条第 6 項第 3 号」に改め、同表 20 の項の次に次のように加える。

20-2	法第 85 条第 6 項の規定に基づく仮設建築物の建築の許可の申請に対する審査	160,000 円
------	---	-----------

別表 28 の項の次に次のように加える。

28-2	法第 87 条の 3 第 5 項の規定に基づく使用の許可の申請に対する審査	120,000 円
28-3	法第 87 条の 3 第 6 項の規定に基づく使用の許可の申請に対する審査	160,000 円

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

**寝屋川市における東部大阪都市計画東寝
屋川駅前線沿道地区地区計画の区域内に
おける建築物等に関する条例の一部改正**

寝屋川市における東部大阪都市計画東寝屋川駅前線沿道地区地区計画の区域内
における建築物等に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和元年9月2日提出

寝屋川市長 広瀬 慶 輔

寝屋川市条例第 号

寝屋川市における東部大阪都市計画東寝屋川駅前線沿道地区地区計画の区域内における建築物等に関する条例の一部を改正する条例

寝屋川市における東部大阪都市計画東寝屋川駅前線沿道地区地区計画の区域内における建築物等に関する条例（平成 29 年寝屋川市条例第 22 号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

寝屋川市における東部大阪都市計画寝屋川公園駅前線沿道地区地区計画の区域内における建築物等に関する条例

第 1 条中「東寝屋川駅前線沿道地区」を「寝屋川公園駅前線沿道地区」に改める。

第 3 条中「都市計画の決定について（平成 29 年寝屋川市告示第 56 号）による東寝屋川駅前線沿道地区地区計画」を「都市計画の変更について（令和元年寝屋川市告示第 146 号）による寝屋川公園駅前線沿道地区地区計画」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

寝屋川市水道事業給水条例の一部改正

寝屋川市水道事業給水条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和元年9月2日提出

寝屋川市長 広瀬慶輔

寝屋川市条例第 号

寝屋川市水道事業給水条例の一部を改正する条例

寝屋川市水道事業給水条例（昭和 52 年寝屋川市条例第 18 号）の一部を次のように改正する。

第 32 条に次の 1 号を加える。

(4) 法第 25 条の 3 の 2 第 1 項の指定の更新の手数料 1 件につき 5,000 円

第 35 条中「第 5 条」を「第 6 条」に改める。

第 41 条中「第 4 条第 1 項」を「第 5 条第 1 項」に改める。

第 42 条中「第 6 条第 1 項」を「第 7 条第 1 項」に改める。

附 則

この条例は、令和元年 10 月 1 日から施行する。

議案第 67 号

寝屋川市消防団条例の一部改正

寝屋川市消防団条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和元年9月2日提出

寝屋川市長 広瀬慶輔

寝屋川市条例第 号

寝屋川市消防団条例の一部を改正する条例

寝屋川市消防団条例（昭和 61 年寝屋川市条例第 44 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条中第 1 号を削り、第 2 号を第 1 号とし、第 3 号を第 2 号とする。

第 7 条第 2 項中「前条各号（第 3 号を除く。）のいずれか」を「前条第 1 号」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 68 号

寝屋川市立エスポータル条例の一部改正

寝屋川市立エスポータル条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和元年9月2日提出

寝屋川市長 広瀬慶輔

寝屋川市条例第 号

寝屋川市立エスポール条例の一部を改正する条例

寝屋川市立エスポール条例（平成5年寝屋川市条例第16号）の一部を次のように改正する。

別表中「

ふれあいの部屋	650円	850円	650円
---------	------	------	------

」を

「

ふれあいの部屋1	350円	450円	350円
ふれあいの部屋2	300円	400円	300円

」に改め、同

表に次のように加える。

第1会議室	200円	250円	200円
第2会議室	200円	250円	200円

附 則

この条例は、令和元年10月1日から施行する。

工 事 請 負 契 約 の 締 結

次のとおり工事請負契約を締結する。

令和元年 9 月 2 日提出

寝屋川市長 広瀬慶輔

- | | | |
|---|-------------|--|
| 1 | 工 事 名 | 都市計画道路対馬江大利線 大利橋外 1 橋 橋梁工事 |
| 2 | 工 事 場 所 | 大阪府寝屋川市東大利町・大利町・桜木町地内 |
| 3 | 工 事 概 要 | 橋梁架替工事
迂回路仮橋 一式
旧橋撤去 一式
橋梁新設 一式
附帯工 一式 |
| 4 | 契 約 方 法 | 制限付一般競争入札 |
| 5 | 契 約 金 額 | 金 561, 993, 300 円
(内消費税及び地方消費税の額 51, 090, 300 円) |
| 6 | 支 払 方 法 | 前金払 する
部分払 する
残金払 工事完成引渡し後 |
| 7 | 工 期 | 着工 令和元年 月 日
完成 令和 3 年 3 月 15 日 |
| 8 | 契 約 の 相 手 方 | 大阪府大阪市住吉区我孫子五丁目 5 番 25 号
株式会社久本組
代表取締役 川 口 直 昭 |

財 産 の 取 得

次のとおり財産を取得する。

令和元年9月2日提出

寝屋川市長 広瀬慶輔

- | | |
|----------|---|
| 1 取得する財産 | 災害時用備蓄品 |
| 2 財産の概要 | (1) アルファ化米 31,650 食
(2) アルファ化米（アレルギー対応品） 15,850 食
(3) 高齢者食（アレルギー対応品） 4,150 食
(4) 乾パン 4,200 食
(5) その他8品目 |
| 3 取得目的 | 災害時における食料その他の生活必需品を市立の小学校及び中学校等に備蓄するため |
| 4 取得の方法 | 制限付一般競争入札 |
| 5 取得価格 | 金 42,471,275 円
(内消費税及び地方消費税の額 3,861,025 円) |
| 6 支払方法 | 納入後一括払 |
| 7 取得の相手方 | 大阪府大阪市浪速区桜川四丁目 10 番 27 号
株式会社ミヨシ
代表取締役 三好尚志 |

財 産 の 取 得

次のとおり財産を取得する。

令和元年9月2日提出

寝屋川市長 広瀬慶輔

- | | |
|----------|--|
| 1 取得する財産 | 庁内ネットワークパソコン |
| 2 財産の概要 | タブレット型パソコン 216台 |
| 3 取得目的 | 旧型の庁内ネットワークパソコンについて、OS (オペレーションシステム) のサポートの終了に伴い、タブレット型パソコンへの更改を行うため |
| 4 取得の方法 | 制限付一般競争入札 |
| 5 取得価格 | 金 36,702,270 円
(内消費税及び地方消費税の額 3,336,570 円) |
| 6 支払方法 | 納入後一括払 |
| 7 取得の相手方 | 大阪府大阪市福島区福島六丁目 14 番 1 号
株式会社大塚商会 LA関西営業部
LA関西営業部長 南 英 和 |

損害賠償額の決定及び和解

次のとおり損害賠償額を決定し、和解する。

令和元年9月2日提出

寝屋川市長 広瀬慶輔

1 損害賠償額 金 4,443,685 円

2 相手方

3 和解条項

- (1) 寝屋川市は、相手方に対し、本件事故による自転車等の損壊に係る損害の賠償として金 13,290 円の、相手方は、寝屋川市に対し、本件事故による軽自動車の損壊に係る損害の賠償として金 50,132 円の、各支払義務があることを互いに確認する。
- (2) 前号の両債権につき対当額をもって相殺する。
- (3) 相手方は、寝屋川市に対し、前号による残債務金 36,842 円を、寝屋川市指定の預金口座に振り込む方法により支払う。
- (4) 第1号のほか、寝屋川市は、相手方に対し、本件事故による相手方の傷害に係る損害の賠償として金 4,430,395 円の支払義務があることを認める。
- (5) 前号の金員については、公益社団法人全国市有物件災害共済会の自動車損害共済に基づき支払う。
- (6) 本件事故について他に一切の債権債務のないことを互いに確認する。
- (7) 今後いかなる事情が発生しても、本件事故について裁判上又は裁判外において一切の異議の申立て又は請求をしない。

(損害賠償の理由)

平成 29 年 7 月 19 日午後 2 時頃、小路北町地内において、まち政策部まちづくり事業推進室所属の職員が運転する公用車(軽自動車)(大阪 480 ね 3960)が、丁字路の交差点を東方向に低速で直進していたところ、自転車を運転した相手方が北方向から当該交差点に進入してきたため、相手方に接触し、当該自転車等及び軽自動車が増壊するとともに、相手方が左膝蓋骨骨折等の傷害を受けたものである。

なお、当該事実関係に鑑み、相手方の過失を 3 割とし、損害賠償額の決定及び和解を行う。

平成 30 年度寝屋川市水道事業利益剰余金の処分

平成 30 年度寝屋川市水道事業利益剰余金を次のとおり処分したいので、地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）第 32 条第 2 項の規定により議決を求める。

令和元年 9 月 2 日提出

寝屋川市長 広 瀬 慶 輔

1 当年度未処分利益剰余金	3,080,511,214 円
2 利益剰余金処分量	
資本金	△100,000,000 円
	<u>△100,000,000 円</u>
3 翌年度繰越利益剰余金	<u>2,980,511,214 円</u>

平成 30 年度寝屋川市下水道事業利益剰余金の処分

平成 30 年度寝屋川市下水道事業利益剰余金を次のとおり処分したいので、地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）第 32 条第 2 項の規定により議決を求める。

令和元年 9 月 2 日提出

寝屋川市長 広瀬慶輔

1	当年度未処分利益剰余金	644,360,458 円
2	利益剰余金処分量	
	減債積立金 △494,360,458 円	
		<u>△494,360,458 円</u>
3	翌年度繰越利益剰余金	<u>150,000,000 円</u>

履 歴 書

本 籍 [REDACTED]
住 所 [REDACTED]
氏 名 廣 岡 芳 樹 (ひろおか よしき)
生 年 月 日 [REDACTED]

学 歴

昭 和 54 年 3 月 大 阪 市 立 大 学 経 済 学 部 卒 業

職 歴

昭 和 54 年 4 月 四 條 畷 市 に 就 職
平 成 16 年 4 月 行 政 経 営 室 企 画 調 整 担 当 課 長
平 成 18 年 3 月 同 上 退 職

公 職 歴 等

自 平 成 19 年 5 月 寝 屋 川 市 議 会 議 員
至 平 成 31 年 4 月

自 平 成 30 年 5 月 寝 屋 川 市 議 会 副 議 長
至 平 成 31 年 4 月

自 平成 20 年 5 月
至 平成 21 年 5 月
自 平成 23 年 5 月
至 平成 26 年 5 月
自 平成 27 年 5 月
至 平成 29 年 5 月

北河内 4 市リサイクル施設組合議会議員

自 平成 23 年 7 月
至 平成 24 年 5 月

北河内 4 市リサイクル施設組合議会副議長

自 平成 22 年 5 月
至 平成 23 年 4 月
自 平成 26 年 5 月
至 平成 27 年 4 月
自 平成 29 年 5 月
至 平成 30 年 5 月

枚方寝屋川消防組合議会議員

自 平成 26 年 6 月
至 平成 27 年 4 月

枚方寝屋川消防組合議会副議長

自 平成 29 年 6 月
至 平成 30 年 5 月

枚方寝屋川消防組合議会議長

自 平成 28 年 5 月
至 平成 29 年 5 月

寝屋川市監査委員

賞 罰

平成 29 年 5 月
令和 元年 5 月

全国市議会議長会表彰(市議会議員 10 年在職)
寝屋川市有功者表彰

履 歴 書

本 籍 [REDACTED]
住 所 [REDACTED]
氏 名 東 谷 宏 幸 (ひがしたに ひろゆき)
生 年 月 日 [REDACTED]

学 歴

昭和 60 年 3 月 同志社大学法学部卒業

職 歴

昭和 62 年 4 月 司法研修所 入所
平成 元年 3 月 同 上 終了
平成 元年 4 月 小原法律特許事務所 入所
平成 9 年 6 月 同 上 退所
平成 9 年 7 月 東谷法律事務所 開設
現在に至る

公 職 歴 等

自 平成 17 年 10 月 財団法人交通事故紛争処理センター嘱託相談担当弁護士
至 平成 23 年 10 月
自 平成 19 年 10 月 寝屋川市公平委員会委員
至 現 在
自 平成 19 年 11 月 北河内 4 市リサイクル施設組合公平委員会委員
至 現 在

自 平成 21 年 7 月
至 現

枚方寝屋川消防組合公平委員会委員
在

賞 罰

平成 27 年 10 月 全国公平委員会連合会表彰

平成 30 年 5 月 寝屋川市表彰 (感謝状)

履 歴 書

本 籍 [REDACTED]
住 所 [REDACTED]
氏 名 山 本 實 (やまもと みのる)
生 年 月 日 [REDACTED]

学 歴

昭和 45 年 3 月 大阪経済大学経営学部卒業

職 歴

昭和 45 年 4 月 寝屋川市に就職
平成 3 年 5 月 市長室広報広聴課長
平成 5 年 11 月 財務部市民税課長
平成 6 年 4 月 財務部参事兼市民税課長
平成 7 年 7 月 市長公室広報長 (参事待遇)
平成 8 年 4 月 企画部次長
平成 9 年 4 月 企画財政部次長
平成 11 年 7 月 企画財政部次長兼地域振興券推進室長
平成 11 年 10 月 企画財政部企画室長 (次長待遇)
平成 13 年 4 月 企画財政部付部長兼税務室長
平成 15 年 7 月 保健福祉部長兼福祉事務所長
平成 18 年 4 月 理事兼保健福祉部長兼福祉事務所長
平成 20 年 3 月 同 上 退職
平成 20 年 4 月 寝屋川市に再任用
平成 20 年 4 月 理事兼保健福祉部長兼福祉事務所長
平成 21 年 4 月 経営企画部ブランド戦略室専門官 (課長待遇)
平成 23 年 4 月 保健福祉部こども室専門官 (課長待遇)
平成 24 年 3 月 同 上 任期満了

公 職 歴 等

自 平成 15 年 7 月
至 平成 21 年 3 月 財団法人寝屋川市公共施設管理公社理事

自 平成 25 年 10 月
至 現 在 寝屋川市固定資産評価審査委員会委員

賞 罰

昭和 61 年 5 月 寝屋川市業績表彰
令和 元年 5 月 大阪府地方自治功労者表彰